

令和2年(2020年)5月26日(水)

令和元年度に就学援助を
受給していた皆様へ

札幌市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る一斉臨時休業（令和2年2～3月）に伴う
就学援助受給世帯への昼食費支援のための給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症による小中学校・中等教育学校の一斉臨時休業（令和2年2～3月）により、学校給食の提供が中止となったことに伴い、令和元年度に就学援助を受給していた方を対象として、下記のとおり一斉臨時休業期間中の昼食費支援のための給付金をお支払いしますので、お知らせいたします。

記

1 支給対象者

令和2年3月時点で札幌市において令和元年度の就学援助の認定を受けていた世帯のお子様のうち、令和元年度に札幌市立小学校、中学校又は中等教育学校前期課程に在籍していたお子様を対象とします。

※ 国立・私立学校に在籍していたお子様及び令和2年度に小学校に入学したお子様（小学校入学準備金の支給対象のお子様）は、今回の給付金の対象にはなりません。

2 支給額

令和元年度に小学生であったお子様 1人につき 3,400円

令和元年度に中学生であったお子様 1人につき 4,100円

3 支給方法・支給日

令和元年度就学援助費の振込先としてご指定いただいた口座にお振込みいたします。

振込予定日：令和2年5月28日（木）

4 お問い合わせ先

札幌市教育委員会 教育推進課（就学援助担当）

電話：011-211-3851 メール：shugakuenjo@city.sapporo.jp